

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：34314

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12626

研究課題名（和文）法秩序形成プロセスに対する判断過程統制の研究

研究課題名（英文）A study of legal control over the lawmaking process

研究代表者

宮村 教平（MIYAMURA, Kyohei）

佛教大学・教育学部・講師

研究者番号：40802864

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、「法律」および行政立法と呼ばれる「法規命令」と「行政規則」の制定過程に対する司法的統制の在り方の探求を研究課題とする。現在の国家規律は、質的にも量的にも、行政が制定する一般的規範たる行政立法で実現されている以上、行政決定と法律との中間に位置する行政立法も視野に入れた、各規範形式に対応できる包括的な判断過程統制の法理を提示する必要がある。本研究の目的は、法律および行政立法に対する判断過程統制の在り方を提供することにある。当該目的を達成するために、ドイツ公法学で展開された論との比較法研究を研究方法とする。

研究成果の学術的意義や社会的意義

文献研究及び学会・研究会での意見交換を通じて、ドイツ公法学における議論状況を把握し、わが国への示唆を検討した。そこで得られた成果は、該当する発表論文や報告において発信されており、一部は今後公表する予定である。

研究成果の概要（英文）：The subject of this research is the search for judicial control over the process of "statute" and "administrative order". Certainly "statute" still plays important role of the national discipline, but the contents of national discipline is realized by the standards established by the government, both qualitatively and quantitatively; therefore, it is necessary to establish legal control over the lawmaking process in the administration as well as the legislature. This research studies the theories in German public law, and moreover, considers its suggestion to our country.

研究分野：公法学

キーワード：判断過程統制 ドイツ 理由付け義務

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究は、「法律」および「行政立法」(法規命令・行政規則)の制定過程に対する司法的統制の在り方の探求を研究課題とした。行政法学では、個々の「行政処分」に伴う行政裁量の統制手法として、判断過程統制という手法が確立されるに至った。その一方で近時の憲法学の側でも、立法裁量の統制を目的とした、法律制定に対する判断過程統制の導入が主張されている。その典型として挙げられるのは、選挙制度の構築という従来「立法裁量」が広く認定されていた領域であった(参議院議員定数不均衡訴訟(最大判平成16年1月14日民集58巻1号56頁))。

しかし、現在の国家規律は、質的にも量的にも、行政が制定する一般的規範たる行政立法で実現されている以上、行政決定と法律との中間に位置する行政立法も視野に入れた、各法形式に対応した判断過程統制の法理を提示する必要がある。

2. 研究の目的

以上の背景に照らせば、本研究の目的は、従来の議論状況における視点の欠落を補うべく、法律および行政立法に対する判断過程統制の在り方を提供することにある。その際、ドイツ公法学における議論を調査・分析し、わが国の議論への示唆を得ることが求められる。

ドイツを調査の対象国とする理由は次の点にある。すなわち、ドイツ公法学においては、近時、連邦憲法裁判所による統制のバリエーションとして、特定の立法内容について、その合理性確保という観点から、立法者に対して立法理由を示すよう義務付けるかのような説示がなされた判例が登場した。そうした手続面に着目した統制手法について、その後の裁判例における継受を含めて、学説からの肯定的・否定的評価が展開されたことにより、憲法理論的な議論が蓄積されているからである。以上のドイツ公法学における議論を参照することで、わが国における立法(法律及び行政立法)を対象とする判断過程統制の法理について、一定の示唆を得ることが可能となると考えられる。

3. 研究の方法

本研究の方法は、日本の公法学における行政裁量統制手法の研究とドイツ公法学における上記の実務学説の動向の調査・研究からなる。手法としては、文献研究、学会・研究会等での報告・質疑、インタビュー等の調査が計画されていた。しかし、に関しては、主としてドイツ公法学者らを対象とすることを予定していたものの、本研究計画期間に生じた社会状況ゆえに十分に遂行することができなかった。それゆえ、本報告書においては、及びの研究手法について報告することとする。

については、ドイツ公法学とわが国の憲法学・行政法学における本研究テーマに関連する文献を収集し、検討を行った。ドイツ公法学においては、一般に「第一次ハルトツ IV 判決」と呼ばれる2010年の連邦憲法裁判所判決(BVerfGE 125, 175)を契機として、本研究テーマについての議論が活発になっているため、関連する裁判例や評釈・論文を調査した。わが国の憲法学・行政法学については、憲法学における《立法事実》に対する司法審査を論じた文献と、行政法学における判断過程統制をめぐる文献を調査した。

については、の調査によって得られた結果は研究会等で報告を行い、本研究テーマに精通している研究者らと意見交換を行い、それらの成果を自身の検討にフィードバックをおこなうことができた。

4. 研究成果

上記の目的及び手法に基づき、本研究期間においては、大きく分けて以下の二点について研究成果が得られた。

(1) 規範定立者に対する理由付け義務について

まず、上記の2010年の判決(BVerfGE 125, 175)において、連邦憲法裁判所は、ハルトツ第4法(Hartz IV)による求職者の基礎保障給付金の算定方式の違憲性を指摘するにあたり、「法律制定手続きにおいて最低限度の生活を特定するべく投入された方法および算定の段階を進行可能なように公にするという責務(Obliegenheit)」が立法者には課せられているとの説示を展開した。この説示を契機として、例えば比例原則に基づく実体的な統制ではなく、法律制定のプロセスに着目した統制手法に言及し、それを採用する後続の裁判例が散見されるようになる。その近時の例として、連邦憲法裁判所の2017年の判決(BVerfGE 147, 253)についての報告及

び分析をおこなった（学会発表・公表論文）。

しかし学説においては、この手法に対して、行政決定に向けられた合理性要請を議会による法律制定に転用したものと評価し、これを批判する見解が主流となる。それは大要、以下の論理からなる。まず、行政決定にとっての合理性は、特定の決定に至った理由を、当該決定に付記するという行政手続上の要請によって調達されるものである。連邦憲法裁判所が上記の諸判例で採用したプロセスに着目した統制手法は、この要請を議会の判断の所産である法律に求めるものであるが、これは次の二点から不可能である。第一に、法律として結実した議会の判断の合理性の調達方法に注目する。すなわち、その法律制定手続の公開性・透明性によって確保されているのであって、行政決定における合理性の調達とは方式がそもそも異なる。第二に、法律の制定は、憲法典という枠秩序における政治的な決定のプロセスであり、それはしばしば合理的推論の禁じられた妥協のなかで行われるものだという基本想定が妥当するのに対し、行政の決定は、法律の規定からの演繹による合理的推論に基づくことが要請されるものであるため、両者は決定プロセスの様相が異なる。

この二点の双方又はどちらか一方のみに立脚するか否かは論者により異なるが、いずれにせよ、近時の連邦憲法裁判所の統制手法には警戒すべき点があることが判明した。これらいずれの論拠も、各法形式の制定プロセスの構造的差異を憲法学的に分析するものであり、わが国の議論においても参照する価値があると考えられる。

（２）行政立法に対する理由付け義務

上記のように比較対照された行政決定のプロセスと法律制定のプロセスの相違を踏まえると、次に問題となるのが、いわばその中間形式である行政立法の制定プロセスに着目した統制手法の確立可能性である。この点について、行政規則は内部法であるがゆえに、対外的な理由付け義務の議論の対象にはなりえないようであるが、これに対し、法規命令に関しては、次のような二つの見解が存在していることが確認された。

一方は、その決定主体の同一性ゆえに、行政立法に対する理由付け義務を行政の決定プロセスに対する理由付け義務の延長線上で論じるというものである。もう一方は、その作用に着目して、行政立法はむしろ法律制定プロセスに類似するものであると評価し、それゆえに理由付け義務は原則として及ばないとするものである。もっとも、後者の見解であっても、その命令制定手続自体が手続法による規律対象となるため、手続法上の特別な指示がなされている場合などは例外的に、そのような指示の遵守もまた、法治国原理（法治主義）の要請から裁判所による法的審査の対象となりうるという立場が採用される。その意味で、法律制定プロセスとは完全に同一のものとして論じられるものではない。

以上の二つの見解のうち、前者の立場は、主体の同一性に着目するがゆえに、相対的な一般性を備える命令制定と個別性に定位している裁量的決定という規範の質的相違が不明確となる難点を有しているのに対し、後者の見解は、法秩序の構成要素たる各法形式とその制定プロセスの多層構造を前提としつつ、各層ごとの考察を可能としうる点で注目に値すると考えられる。

本研究におけるドイツ公法学の議論の調査からは、以上の（１）及び（２）の検討結果が得られた（学会発表及び）。

（３）本研究の研究成果

行政法学における判断過程統制とは、行政機関による裁量的な決定について、その結論を正当化するために示す論証の筋道を裁判所が審査することを指すが、その際に裁判所では、その決定について権限を有する機関の行為規範に着目するという思考の型が基調をなしていると考えられる。この点については近時の裁判例から仮説的に提示される（公表論文）。

わが国では違憲審査制の活性化を図るべく、《立法事実》に基づく司法的統制が検討されてきた。そこでは、準拠国であるアメリカでの議論とは異なる形で進化したものの、実体的な価値秩序に照らした比較衡量のパターン化（とそれによる裁判官の思考の枠づけ）が試みられ、その成果が違憲審査基準論と呼ばれる一連の図式であったといえるだろう。《立法事実》に着目した審査が違憲審査基準論として提唱された所以は、具体的な合憲・違憲の判断をするための法的基準として機能しうる規定が憲法典に不足していたことにある（学会発表）。

ただし、この統制手法においても、やはり政治部門、とくに議会の政治的判断への敬讓の必要性は考慮せざるをえない。そうした政治的判断の尊重と司法的統制の確保との両立を試みたとき、行政の裁量的判断を本来対象とする判断過程統制手法が注目されたのだと考えられる。しかし、憲法典には、立法府に対する行為規範たる規定もまた十分に存在しないため、法律と行政の決定は、その生成プロセスにおいてやはり構造的に差異があることになる。

上記のドイツ公法学での議論を踏まえると、法律の制定に対する判断過程統制については消極的に評価せざるをえないことになるものの、これに対し行政立法（法規命令）については、その制定手続を法律により規律できるため、法的手続の遵守という点で部分的に法的統制を及ぼす余地が認められることになると予想される。本研究の研究成果を総括する論文は、近時公表される予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 宮村教平	4. 巻 32
2. 論文標題 懲戒処分における行政裁量統制に関する一考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育学部論集	6. 最初と最後の頁 75-89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 宮村教平	4. 巻 96（4）
2. 論文標題 ドイツ憲法判例研究（227）大学入学希望者に対する定員配分手続きの憲法適合性 [連邦憲法裁判所第一法廷2017.12.19]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 150-161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 宮村教平
2. 発表標題 規範定立作用と立法・行政権
3. 学会等名 日独公法学セミナー（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 宮村教平
2. 発表標題 立法者の合理性についての考察
3. 学会等名 大阪公法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 宮村教平
2. 発表標題 2017年12月19日の第1法廷判決(BVerfGE 147, 253)
3. 学会等名 ドイツ憲法判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮村教平
2. 発表標題 判断過程審査における立法事実論
3. 学会等名 大阪公法研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関